

「遺贈」ご寄付のご案内

あなたの想いを
次世代に繋ぐ

甲南学園からの
ご案内

遺贈寄付制度 について

甲南学園では、ご自身の財産を教育や研究に役立てることによって社会貢献をしたいとお考えの方のために、「遺贈寄付制度」を設けております。

「遺贈寄付制度」では、ご希望により甲南学園が提携している信託銀行をご紹介します。遺言書の作成から保管、遺言の執行までの手続きをトータルにサポートいたします。ご遺言により託された財産は、そのご意思を受け継ぎ、未来を担う甲南大学生・甲南中高生のために大切に活用いたします。

また、学園にご寄付いただいた財産については、税制上の優遇措置を受けることができますので、原則として相続税が非課税となります。

皆様の大切な財産を未来に繋ぐ、「遺贈寄付制度」をご検討いただきますようご案内申し上げます。

お手続きは裏面に記載しております

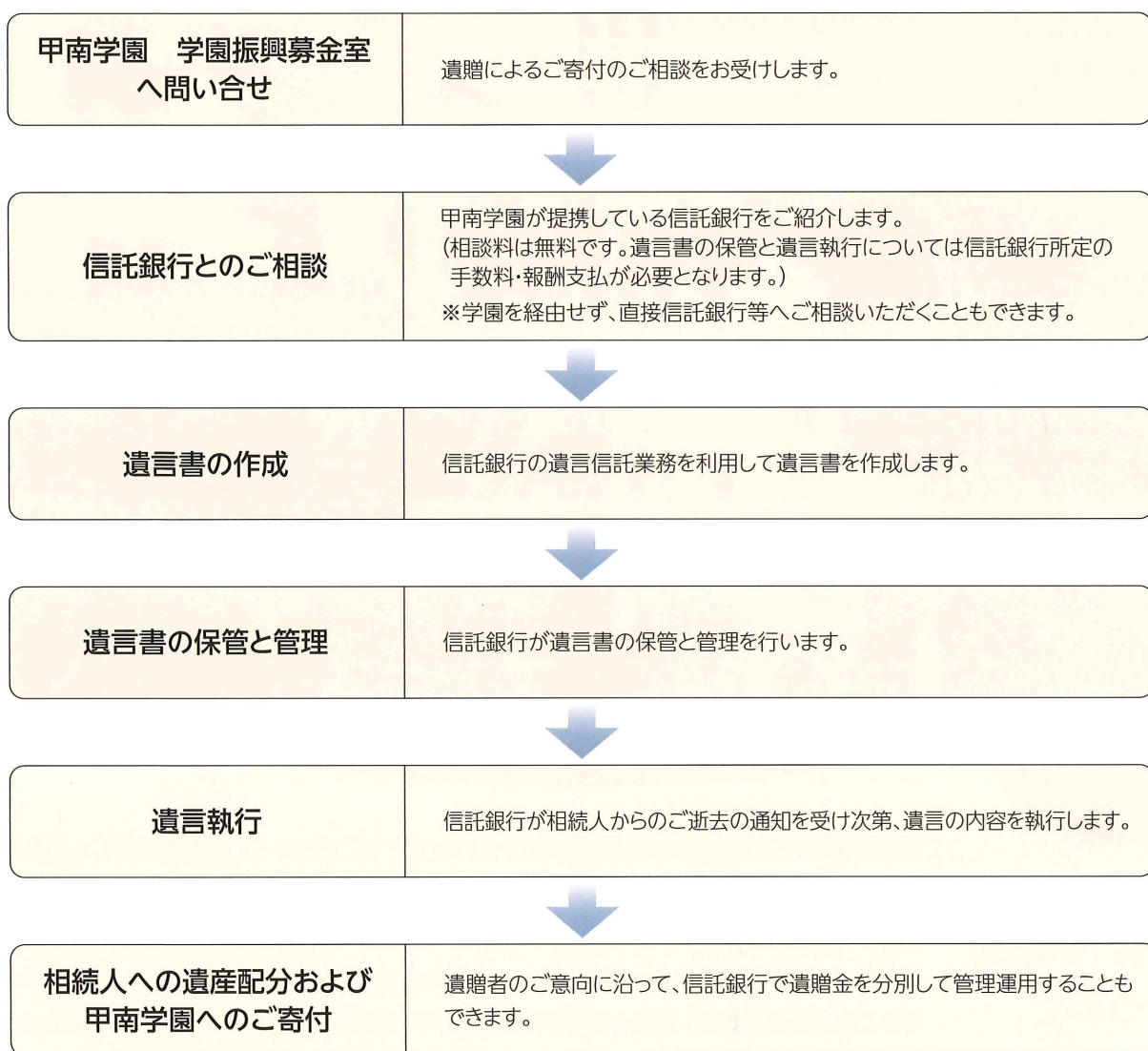


手続きの流れ

「ご自身」の遺産を寄付したいとお考えの方

税制上の優遇措置が受けられます

相続税は課税されません



※相続税の優遇措置 甲南学園に遺贈寄付した財産については、原則として相続税は非課税となります。

【相続財産による寄付について】

財産の相続または遺贈を受けた方が甲南学園に当該財産を寄付した場合、その方の相続税が非課税となる措置があります。相続財産のご寄付をお考えの方は、学園振興募金室にご相談ください。

お問い合わせは



学校法人甲南学園 学園振興募金室

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1 TEL.078-435-2323(直通) FAX.078-435-2546
E-mail:bokin@adm.konan-u.ac.jp